平成２７年（フ）第９４１号
京都市中京区壬生朱雀町４番地１　ノアーズアーク朱雀1003号、前住所京都市下京区五条通油小路東入金東横町240番地　ノアーズアーク京都五条1002号
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６６号
神戸市垂水区山手４丁目４番28号　平成山手ハイツⅠ202号
債務者　末石　祥久
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３７号
兵庫県明石市田町１丁目２番８号
債務者　大崎　　清
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
神戸市西区水谷１丁目11番２号
債務者　生友　敏美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
松江市浜乃木７丁目17番10号　パティオセブン103号室
債務者　小林　　清
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７３号
徳島県徳島市春日３丁目５番45号、旧住所徳島県徳島市北田宮３丁目２番５―208号
債務者　細川　　毅
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０４号
徳島県小松島市金磯町10番２号　メゾンドＫ２　203号室、住民票上の住所　徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保41番地16　旧住所　徳島県徳島市川内町大松853番地の８
債務者　速井　邦好
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
宮城県角田市角田字老ケ崎95番地１　老ケ崎住宅51号
債務者　酒井　佳子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２４２号
福井市豊岡１丁目12番16号　コロナハイツ206号室、旧住所兵庫県篠山市郡家902番地４第２青山ハイツ201号
債務者　島津　　甫
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
福井県丹生郡越前町新保第12号55番地、住民票上の住所福井県鯖江市糺町第24号９番地２
債務者　神崎　広幸
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
福井市篠尾町第63号39番地、旧住所福井県坂井市丸岡町八ツ口第21号３番地３
債務者　内田　　満
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
福井県鯖江市水落町44―53　サンルート203、住民票上の住所福井県鯖江市屋形町１番４号
債務者　坪内　法光
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
福井市月見２丁目７番24号　月見団地１号館407号
債務者　山本　和宏
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
徳島県徳島市南矢三町３丁目９番15―503号ラブリハイツ、旧住所徳島県徳島市南島田町２丁目77番地の２　ラヴィアンドゥ２―203
債務者　北山　明美（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１４号
福島県本宮市本宮字塩田入47番地５
債務者　齋藤　清子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
山口県岩国市天尾973番地
債務者　川口　翔也
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
山口地方裁判所岩国支部